

2025年3月14日

各 位

会 社 名 F D K株式会社
代表者名 代表取締役社長 長野 良
(コード番号 6955、東証スタンダード市場)
問合せ先 経営企画室長 柳田 幸一
(TEL. 03-5715-7400)

**SILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに
親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION (以下「公開買付者」といいます。)が2025年2月13日から実施しておりました当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)が、2025年3月13日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年3月21日 (本公開買付けの決済の開始日)をもって、下記のとおり、当社の親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、2025年3月13日に、公開買付者より、別添資料「F D K株式会社 (証券コード: 6955) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。本公開買付けに応募された当社株式の総数 (22, 154, 547 株) が買付予定数の下限 (15, 527, 400 株) 以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025年3月21日 (本公開買付けの決済の開始日。以下「本決済開始日」といいます。)

(2) 異動が生じる経緯

当社は、2025年3月13日に、公開買付者より、本公開買付けを通じて、当社株式 15, 527, 400 株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行なわれた場合には、本決済開始日付で、公開買付者は新たに当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなります。

また、本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の富士通株式会社 (以下「富士通」といいます。)との間で、2025年2月12日付で公開買付応募契約 (以下「本応募契約」といいます。)を締結しており、富士通は本応募契約に従い、その所有する当社株式の全て (20, 295, 422 株) について本公開買付けに応募しましたが、応募された株券等の総数が買付予定数 (15, 527, 400 株) を超え、応募株主の間であん分比例の方式による売却となった結果、本公開買付けの決済が行なわれた場合には、本決済開始日付で富士通の所有する当社株式は 6, 071, 022 株となり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主の概要

① 新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION
(2)	所 在 地	No.73, Kuirou Shan Rd., Tamsui Dist., New Taipei City 25144, Taiwan (R.O.C.)
(3)	代表者の役職・氏名	チェアマン (Chairman) : Yu-Heng Chiao (ユーヘン・チャオ)
(4)	事業内容	電子部品の製造・販売
(5)	資本金	680 百万台湾ドル・3,066 百万円 (注1)
(6)	設立年月日	2001年10月26日
(7)	純資産額	2,725 百万台湾ドル・12,289 百万円 (2024年12月31日現在)
(8)	総資産額	3,138 百万台湾ドル・14,152 百万円 (2024年12月31日現在)
(9)	大株主及び持株比率 (2024年4月6日現在)	Walsin Technology Corporation 25.00%
		Lite-On Technology Corporation 17.21%
		David W.H. Lee 3.11%
		Hsiu-Shih Chen 3.06%
		Dabaoying Company Limited 2.36%
		Ya-Ping Chen 1.07%
		Barclays Capital Securities Limited-- Barclays Capital Securities Limited SBL/PB (MTA) 0.90%
		Chien-Kuo Lo 0.74%
		Tang-Yuan Chang 0.61%
		Te-Chun Lien 0.56%
(10)	当社と公開買付者の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(注1)2025年3月13日現在の株式会社みずほ銀行が公表した参考為替相場である1台湾ドル=4.51円にて日本円に換算しております。

② 親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1)	名 称	富士通株式会社
(2)	所 在 地	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 時田 隆仁
(4)	事業内容	1. サービスソリューション 2. ハードウェアソリューション 3. ユビキタスソリューション 4. デバイスソリューション

(5)	資 本 金 (2024年3月31日現在)	325,638百万円	
(6)	設 立 年 月 日	1935年6月20日	
(7)	連 結 純 資 産 額	1,918,834百万円 (2024年3月31日現在)	
(8)	連 結 総 資 産 額	3,514,818百万円 (2024年3月31日現在)	
(9)	大株主及び持株比率 (2024年9月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16.31%
		株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6.50%
		いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	4.85%
		JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3.48%
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3.21%
		STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.94%
		富士通株式会社従業員持株会	1.82%
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.60%
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.50%
		GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店カストディ業務部)	1.50%
(10)	当社と富士通株式会社との関係		
	資 本 関 係	富士通は、本日現在、当社の株式 20,295,422 株 (持株比率 58.82%) を保有しております。	
	人 的 関 係	富士通出身者 4 名が当社の取締役就任しており、うち 1 名は富士通の役職員を兼任しております。	
	取 引 関 係	当社は富士通に製品の一部を納入しており、また富士通製品の購入とサービスの提供を受けております。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	富士通は当社の親会社であり、関連当事者に該当いたしません。	

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、議決権所有割合（注2）及び所有株式数

① SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION（公開買付者）

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注2）、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	155,274 個 (45.00%、 15,527,400 株)	—	155,274 個 (45.00%、 15,527,400 株)	第1位

② 富士通株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注2）、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	親会社及び主要株主である筆頭株主	202,954 個 (58.82% 20,295,422 株)	—	202,954 個 (58.82% 20,295,422 株)	第1位
異動後	主要株主	60,710 個 (17.59%、 6,071,022 株)	—	60,710 個 (17.59%、 6,071,022 株)	第2位

（注2）「議決権所有割合」の計算においては、当社が2025年1月28日に提出した2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数（34,536,302株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（31,057株）を控除した34,505,245株に係る議決権の数（345,052個）を分母として計算しております。なお、「議決権所有割合」は小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

(6) 今後の見通し

当社が2025年2月12日付で公表した「SILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け成立後も、当社株式は東京証券取引所スタンダード市場において上場が維持される予定です。

親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動が当社の業績に与える影響については、今後、公表すべき事象が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上

（添付資料）2025年3月14日付「FDK株式会社（証券コード：6955）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

2025年3月14日

各位

会社名 Silitech Technology Corporation
代表者名 Chairman Yu-Heng Chiao

**FDK 株式会社（証券コード：6955）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

台湾証券取引所に上場する Silitech Technology Corporation (TWSE: 3311。以下「公開買付者」といいます。) は、2025年2月12日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している FDK 株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年2月13日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2025年3月13日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

Silitech Technology Corporation

No. 73, Kuirou Shan Rd., Tamsui Dist., New Taipei City 25144, Taiwan (R.O.C.)

(2) 対象者の名称

FDK 株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,527,400 株	15,527,400 株	15,527,400 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（15,527,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（15,527,400 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手續に従い買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025年2月13日（木曜日）から2025年3月13日（木曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、本公開買付け期間は30営業日、2025年3月28日（金曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金435円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（15,527,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限（15,527,400株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（22,154,547株）が買付予定数の上限（15,527,400株）を超えましたので、本公開買付けに係る公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。）に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年3月14日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	22,154,547株	15,527,400株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券 ()	－株	－株
株券等預託証券 ()	－株	－株
合 計	22,154,547株	15,527,400株
(潜在株券等の数の合計)	(一株)	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	155, 274 個	(買付け等後における株券等所有割合 45.00%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	344, 460 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2024年11月5日に提出した第96期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年1月28日に提出した2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(34,536,302株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(31,057株)を控除した34,505,245株に係る議決権の数(345,052個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株式の総数(22,154,547株)が買付予定数の上限(15,527,400株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株式の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株式の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等(以下に定義します。以下同じです。)からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとししました。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号
- ② 決済の開始日
2025年3月21日(金曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等

(外国人株主の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、本公開買付期間末日の翌営業日以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2025年2月12日付で公表した「FDK株式会社(証券コード:6955)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上